

# 非課税明細書

算定期間	年 月 日から		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
	年 月 日まで			氏名又は 名称				
※	事業所等の名称			事業所等の所在地				
非課税の内訳				資産割		従業者割		
				非課税床面積⑦	㎡	非課税従業者数⑧	人	非課税従業者給与総額⑨
法第701条の34第 項第 号該当								
法第701条の34第 項第 号該当								
法第701条の34第 項第 号該当								
障害者・ 歳以上の従業者				/				
合 計								
※	事業所等の名称			事業所等の所在地				
非課税の内訳				資産割		従業者割		
				非課税床面積⑦	㎡	非課税従業者数⑧	人	非課税従業者給与総額⑨
法第701条の34第 項第 号該当								
法第701条の34第 項第 号該当								
法第701条の34第 項第 号該当								
障害者・ 歳以上の従業者				/				
合 計								
非課税事業所床面積等の合計								

様式第3号（第44号様式別表2）記載心得

- 1 この明細書は、地方税法第701条の34又は附則第32条の3（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合に第44号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 4 ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。）を記載すること。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。
- 5 ㊧の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（障害者及び年齢60歳以上の者を含む。）を該当項目ごとに記載すること。  
別紙※1のとおり
- 6 ㊨の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

## ※1 事業所税の税制改正について

平成17年度の地方税法の改正により、従業者割の課税標準である従業者給与総額の算定における障がい者及び年齢60歳以上の者の規定につきまして、次のとおり改正されています。

### 1 障がい者について

障がい者雇用促進法の改正に併せて、障がい者の範囲に「精神障がい者」が追加されました。

### 2 年齢60歳以上の者について

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により雇用確保措置が義務化される年齢が引き上げられたことにあわせて次のとおり非課税の対象年齢が引き上げられました。

- (1) 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・62歳以上
- (2) 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・63歳以上
- (3) 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・64歳以上
- (4) 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・65歳以上

### 3 国の雇用に関する助成に係る者（雇用改善助成対象者）について

雇用改善助成対象者に対して従業者割の課税標準を2分の1としている特例措置で、55歳以上60歳未満の者としている年齢について、60歳を次のとおり引き上げることとされました。

- (1) 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・62歳未満
- (2) 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・63歳未満
- (3) 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・64歳未満
- (4) 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分  
・・・65歳未満